

地球温暖化対策計画書

1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 （届出者）の名称	株式会社フジトランス コーポレーション
地球温暖化対策事業者 （届出者）の住所	名古屋市港区入船一丁目7番41号
工場等の名称	「清和丸」「蓉翔丸」「ふがく丸」「ふじき」「すずか」
工場等の所在地	船籍港：名古屋市
業種	運輸業、郵便業
業務部門における 建築物の主たる用途	その他
建築物の所有形態	自社ビル等（自ら所有し自ら使用している建築物）
事業の概要	船舶による自動車、その他貨物輸送
計画期間	令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日

2 地球温暖化対策計画書の公表方法等

公表期間	令和4年4月25日 ～ 令和7年3月31日		
公表方法		掲 示 閲 覧	（場 所）
		ホ ー ム ペ ー ジ	（HPアドレス）
		冊 子	（冊子名・ 入手方法）
		その他	（その他詳細）
公表に係る問合せ先	052-614-5635		

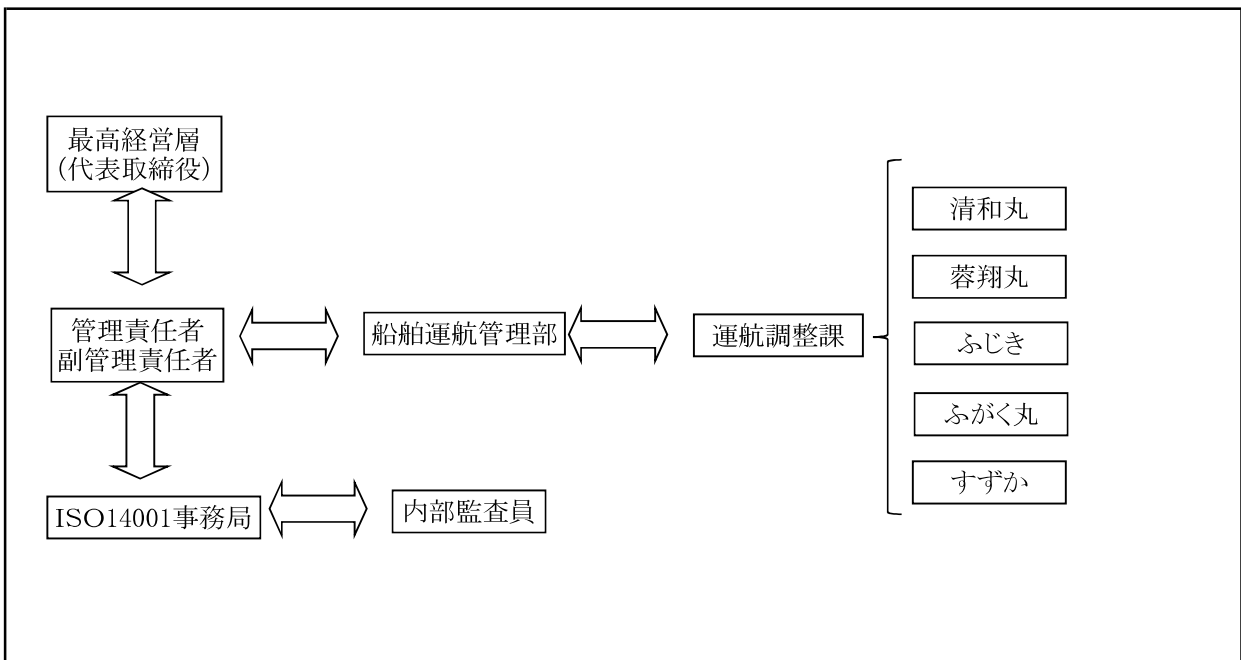
3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

(1) 地球温暖化対策の推進に関する方針

フジトランス コーポレーションは、経営理念を基本とし、その事業活動の中で、環境保全を最重要課題の一つと位置付け、環境に与える負荷の低減に努め、社会・地域に貢献する総合物流企業であり続ける。

1. 事業活動に関係する会社と協調し、省資源・省エネルギー及び廃棄物の抑制をはかり、環境汚染の予防に努める。
2. 環境に関する法規・協定、その他の合意事項の遵守はもとより、必要に応じて自主基準を定め、環境保全を推進する。
3. 目的・目標を設定し、取り組み結果を見直すことにより、環境に関する社内システムの維持・継続的改善に努める。
4. 環境教育・広報活動を実施し、全社員への環境方針の周知と環境に関する意識向上をはかる。
5. 地域社会との対話を大切にし、地域における環境保全活動を積極的に展開する。
(フジトランス コーポレーション ISO14001 環境方針)

(2) 地球温暖化対策の推進体制



指針第 1 号様式

4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和 3 年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		158,932	t-CO ₂
① （温 室 除 く 二 室 酸 効 化 果 炭 ガ ス 換 算 排 出 量）	②非エネルギー起源二酸化炭素（③を除く。）		t-CO ₂
	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	④メタン		t-CO ₂
	⑤一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑥ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑧六ふっ化硫黄		t-CO ₂
	⑨三ふっ化窒素		t-CO ₂
	⑩エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）		t-CO ₂
	温室効果ガス総排出量（①～⑩合計）	158,932	t-CO ₂

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

（1）温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	総排出量
------------------	------

項 目	基準年度 令和 3 年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和 6 年度 目標削減率	
温 室 効 果 ガ ス 総 排 出 量	158,932	t-CO ₂	154,164	t-CO ₂	3.0	%

項 目	基準年度 令和 3 年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和 6 年度 目標削減率	
原 単 位 あ た り の 排 出 量		CO ₂		CO ₂		%

（2）目標設定の考え方

1年で1%削減とし、3年で3%削減とした。 （但し、船舶の場合、定期運航の中で目的港到着予定に十分な余裕があり、且つ海象・気象状態及び船体の状況等に問題が無い場合に、減速運転により温室効果ガス削減を図るもので、抑制目標には十分な余裕が必要であると共に、船舶機関の経年変化により、燃料消費量は徐々に増加していく傾向にある事実を十分考慮し、目標を設定した。又、船舶は計5隻が対象であり、それぞれ大きさや船齢・機関出力・航路等が大きく異なる為、原単位当たりの目標設定は不可能と判断した。）
--

備考 1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。

備考 2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。

備考 3 原単位あたりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量あたりの温室効果ガス排出量をいいます。

指針第 1 号様式

6 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

[illegible]

指針第 1 号様式

(2) 再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

ア これまでに実施している再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

導入年度	設備等の種類	概要（規模、性能、発生エネルギー量等）

イ 計画期間における再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

--

(3) 環境価値（クレジット等）の活用

--

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

--

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

--